

知立市総合公共交通会議事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、知立市総合公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）

第13条第2項及び第15条の規定に基づき、知立市総合公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局員)

第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局長は、知立市都市整備部まちづくり課（以下「まちづくり課」という。）の課長をもって充てる。

3 事務局員は、まちづくり課の職員をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項に関すること。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することが出来る。

- (1) 事務局の運営に関すること。
 - (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
 - (3) 物品及び現金の出納に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。
- 2 前項に定める事項であっても、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の取扱いについては、知立市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印は、別表1のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、知立市において定められている公印の取扱いの例による。

(契約の取扱い)

第7条 交通会議の契約の締結、取扱い等については、知立市において定められている契約の取扱いの例による。

(情報公開の取扱い)

第8条 交通会議の保有する文書の開示等に関する事項については、知立市において定められている情報公開の取扱いの例による。

(個人情報の取扱い)

第9条 交通会議の保有する個人情報の開示等に関する事項については、知立市において定められている個人情報の取扱いの例による。

(予算)

第10条 交通会議の予算は、知立市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎年会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに知立市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第11条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第12条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第3のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第2及び別表第3に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第13条 会長は交通会議の運営及び事業の遂行上やむをえないと判断したときは、歳出予算を流用及び予備費の充用をすることができる。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次

の交通会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 14 条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第 15 条 会長は事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他の必要な事務の手続きについて適正に処理しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第 16 条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、知立市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第 17 条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、年度開始前に交通会議に諮り、承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第 7 条の規定により定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに知立市長に送付しなければならない。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

公印名	ひな形	書体	寸法 ミリメートル	用途	個数	管守者
知立市総合公共交通会議会長印	議 公 知 会 共 立 長 交 市 印 通 総 会 合	てん書	21×21	一般文書用 (会長名)	1	事務局長

別表第 2（第 12 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫補助金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 預金利子	1 預金利子
	1 雑入	1 雑入

別表第 3（第 12 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事務費	1 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 役務費	1 手数料	1 手数料
4 諸支出金	1 返還金	1 返還金
5 予備費	1 予備費	1 予備費